

適合マーク表示制度説明会 ご質問Q&A

ご質問内容	回答
<p>1 企業登録は宅配水業者だけではなくサーバー製造メーカーにて出来ないのか？</p>	<p>1 サーバーの維持管理者である宅配水事業者が本制度を運用することで火傷事故の低減を目的としております。当協会では定期的なサーバーメンテナンス実施を推奨しております。製造メーカーは設置後のサーバーの維持管理は行っておりませんのでサーバーの維持管理者である宅配水事業者による運用をお願いいたします。アンケート巻末に詳細回答を掲載しておりますのでご参照下さい。</p>
<p>2 なぜサーバー製造メーカーにて企業登録が出来ないのか？理由が知りたい。</p>	<p>2 サーバーの維持管理者である宅配水事業者が本制度を運用することで火傷事故の低減を目的としております。当協会では定期的なサーバーメンテナンス実施を推奨しております。製造メーカーは設置後のサーバーの維持管理は行っておりませんのでサーバーの維持管理者である宅配水事業者による運用をお願いいたします。アンケート巻末に詳細回答を掲載しておりますのでご参照下さい。</p>
<p>3 メーカー、型式が同一のサーバーの場合の運用ルール(宅配水メーカーが違くと別製品として登録を行う)について、再検討していただけますでしょうか？</p>	<p>3 サーバーの維持管理者である宅配水事業者が本制度を運用することで火傷事故の低減を目的としております。当協会では定期的なサーバーメンテナンス実施を推奨しております。製造メーカーは設置後のサーバーの維持管理は行っておりませんのでサーバーの維持管理者である宅配水事業者による運用をお願いいたします。アンケート巻末に詳細回答を掲載しておりますのでご参照下さい。</p>
<p>4 メンテナンスを行っていない宅配水メーカーもあるので、サーバーメーカーも登録できたほうが良いのでは？</p>	<p>4 サーバーの維持管理者である宅配水事業者が本制度を運用することで火傷事故の低減を目的としております。当協会では定期的なサーバーメンテナンス実施を推奨しております。製造メーカーは設置後のサーバーの維持管理は行っておりませんのでサーバーの維持管理者である宅配水事業者による運用をお願いいたします。アンケート巻末に詳細回答を掲載しておりますのでご参照下さい。</p>
<p>5 製造メーカーにて同形状のサーバーを別の宅配水メーカーにおろした場合、なにか共同で登録できるルールを作って欲しい。</p>	<p>5 サーバーの維持管理者である宅配水事業者が本制度を運用することで火傷事故の低減を目的としております。当協会では定期的なサーバーメンテナンス実施を推奨しております。製造メーカーは設置後のサーバーの維持管理は行っておりませんのでサーバーの維持管理者である宅配水事業者による運用をお願いいたします。アンケート巻末に詳細回答を掲載しておりますのでご参照下さい。</p>
<p>6 コックのみの登録、サーバーのみの登録を行い、組み合わせで使えるように出来ないか？</p>	<p>6 サーバーの維持管理者である宅配水事業者が本制度を運用することで火傷事故の低減を目的としております。当協会では定期的なサーバーメンテナンス実施を推奨しております。製造メーカーは設置後のサーバーの維持管理は行っておりませんのでサーバーの維持管理者である宅配水事業者による運用をお願いいたします。アンケート巻末に詳細回答を掲載しておりますのでご参照下さい。</p>

7	サーバーの販売を行い、そのサーバーのメンテナンスも行っている場合は、販売を行っているメーカーが企業登録できるようになりませんか？	7	サーバーの維持管理者である宅配水事業者が本制度を運用することで火傷事故の低減を目的としております。当協会では定期的なサーバーメンテナンス実施を推奨しております。製造メーカーは設置後のサーバーの維持管理は行っておりませんのでサーバーの維持管理者である宅配水事業者による運用をお願いいたします。アンケート巻末に詳細回答を掲載しておりますのでご参照下さい。
8	認証サーバーを製造するのは、あくまでも製造メーカーであり製造に関する内容を宅配水事業者に対応させるのは理解しがたい	8	サーバーの維持管理者である宅配水事業者が本制度を運用することで火傷事故の低減を目的としております。当協会では定期的なサーバーメンテナンス実施を推奨しております。製造メーカーは設置後のサーバーの維持管理は行っておりませんのでサーバーの維持管理者である宅配水事業者による運用をお願いいたします。アンケート巻末に詳細回答を掲載しておりますのでご参照下さい。
9	企業登録をする理由がわからないので、教えて欲しい。	9	宅配水事業者であってサーバーの維持管理者である企業様には責任が伴います。また表示台数などを年に1回ご報告して頂く必要がございますので企業登録をお願いしております。
10	FC本部が代理店にサーバーを販売する際は、誰が認証登録と試験を行えばよいのか？	10	フランチャイズの場合は、フランチャイズ本部がブランドを代表して企業登録及びサーバー登録を行えます。アンケート巻末をご参照下さい。
11	サーバー製造メーカーが登録目的以外で任意にチャイルドロックの解除試験を申し込む事が出来るのか？(新規開発時の試作品の検証)	11	可能です。
12	試験項目が10項目あるが、これらの形状以外の試験が必要な場合はどうするのか？	12	今後新しいコックレバーの形状が開発される毎に検討を行いますので、10項目以外の形状の試験が必要な場合、JDSA事務局までお問い合わせ下さい。
13	2種類の機種で同じコックを使用している場合、機種登録はどうなるのか？	13	機種別に機種登録を行う必要があります。
14	コックの締付回転のトルクを測定した場合、メンテナンスごとにコックを外すのでコックの締付トルクが変化してしまうがやる意味はあるのか？	14	メンテナンス実施時もガイドラインの数値を維持することを努めなければなりません。
15	同形状のサーバーを別の二社に販売した場合、各々の宅配水業者にて機種登録を行わなければならないのか？	15	各々の宅配水業者にて登録を行う。同じ型番であれば試験結果は共有することが可能です。
16	N数5台・各項目3回の測定で試験合格にした場合、コックの仕様変更を行った場合や製造メーカーの製造時のばらつきへの対応はどう判断するのでしょうか？経年劣化によるバネやパッキンの緩みは考慮しなくても良いのか？	16	製造時のばらつき及び経年劣化対策などは各社様にてメーカーへのご対応・管理をお願いします。またコックの仕様変更を行った場合は改めて申請が必要となります。
17	外部検査にて測定するほうが良いでしょうか？	17	ガイドラインに基づく決められた基準を満たせば、メーカーまたは自社での測定も可能です。
18	測定試験の検査機関に指定はあるのか？	18	測定試験は検査機関などの指定はしていませんがJDSAよりご紹介できる検査機関があります。
19	測定試験は製造メーカー等が自分で行っても良いのか？	19	メーカーにて測定を行ってもかまいません。

20	チャイルドロックカバーについての基準は無いのでしょうか？	20	ガイドライン(P14-5・14)に基準が記載されておりますのでご確認ください。
21	表示シールのデザインにJDSAの表記を行って欲しい。	21	「JDSA」の表記をいたします。
22	表示シールの色は決まっているのか？	22	青色(特色表記: DIC641またはプロセス表記: C100%+M60%)か黒色。
23	表示シールの寸法に制限はあるのか？	23	縦横25mm×25mm以上で常識的な大きさであれば可能です。
24	シールの色に関しては、サーバー本体の色により目立たない場合があるので、何色もあったほうが良いのでは？	24	今回は2色(青色・黒色)にさせていただきました。今後色の増色の必要性があるようであれば検討いたします。
25	製造メーカーにて表示を印刷するので製造メーカーにもデータ(表示)を頂きたいです。	25	初回企業登録及び適合機器登録申請で登録完了後、適合マークのデータをご使用出来ます。
26	シールのデザインに「安全基準クリア」とありますが、この表示はコック以外の安全基準と誤解を生まないか？	26	デザインは説明会后、変更となっております。
27	各項目について罰則規定とかあれば教えて欲しい。意図するしないにかかわらず、悪用される恐れがあるので。	27	故意に基準に適合しないサーバーに適合マークを表示し市場に出した事が判明した場合は、JDSAのホームページにて機器及び申請者を公表する場合があります。また内容によっては関係行政機関に情報提供を行い、法的手段を講ずる場合がございます。
28	現在使っているサーバーで火傷事故は把握していないのでサーバーすべてを確実に試験していく必要はあるのか？	28	火傷事故防止の為に確実に試験を行う必要があります。
29	ウォーターサーバーは特定製品ではないのでしょうか？また今後特定製品になる可能性はあるのでしょうか？	29	現在のところ、その様な情報はございません。
30	POUとの整合性はどうなっているのか？	30	当協会のガイドラインはPOU製品は対象外となっておりますが、ガイドラインを浄水器協会様へお送りし、ご確認いただいております。
31	サーバーメンテナンスの手法、治具を協会から認定していく必要があると感じた	31	メンテナンス委員会ではメンテナンス講習会の実施やメンテナンスマニュアルを取り扱っておりますのでご参照下さい。治具に関してはガイドラインをご参照下さい。
32	消費者に対してより安全訴求のために、チラシ等を作成し配布するのも必要なのでは？	32	当協会の広報委員会で行う予定です。
33	サーバーメーカーが参入していない状態をはやく解決していただきたい。	33	当協会の会員様(正会員様、賛助会員様)及び専門委員会にはサーバーメーカー様も入会されており、専門委員として活動頂いております。
34	最初の費用がかかりすぎる	34	ご理解の程よろしくお願い致します。
35	実際に(説明会にて)書類の書き方があればいいとおもいました。	35	記入例を後日会員ページに掲載いたします。

36	本日使用した資料を後日メールで送っていただけませんか？	36	後日、会員ページに掲載いたします。
37	今回説明があった内容を書面でいただけないでしょうか？	37	後日、会員ページに掲載いたします。
38	質疑応答の回答がわかりずらかったので、回答をHP上に載せていただけないか？	38	会員ページに掲載いたします。
39	もし依頼せず自社で検査を行う際に「このような機器を用いるとよい」というような指針があるとよいと思います。	39	ガイドラインに記載されておりますのでご参照下さい。
40	表示が義務化していくのかそうでないのか	40	当協会では義務化を検討しております。
41	もう少し時間をかけて説明を行って欲しい。研修会などがあれば、参加したい。マイクを使用して欲しかった。	41	貴重なご意見ありがとうございます。参考にさせていただきます。
42	説明時間が短すぎる。コック作動の認定の測定、確認のパターンが手動式で17種類、電子式で6種類も有るので、各パターン別の説明が欲しかった。	42	貴重なご意見ありがとうございます。参考にさせていただきます。
43	経営者向けの研修会も開催してほしい。	43	貴重なご意見ありがとうございます。開催する際は是非経営者の方もご参加下さい。
44	適合マークフローの中で①申請段階で適合マーク貼付位置を申請することの意味が不明	44	訂正削除致します。

サーバーの維持管理者である宅配水事業者が本制度を運用することで火傷事故の低減を目的としております。当協会では定期的なサーバーメンテナンス実施を推奨しております。製造メーカーは設置後のサーバーの維持管理は行っておりませんのでサーバーの維持管理者である宅配水事業者による運用をお願いいたします。アンケート巻末に詳細回答を掲載しておりますのでご参照下さい。

最も多い質問の詳細回答	<p>適合マーク表示制度運用マニュアルの前文にある①～③の理念が示すとおり、具体的には</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非適合サーバーをメンテナンス時に適合サーバーに変更すること ・将来ガイドライン規格変更があった場合の対応ができること ・サーバーはレンタル方式が大半で所有権は宅配水事業者であることが多い ・経済産業省から適合サーバーの普及を管理するように指導があったこと (事故が減らない場合、行政からの指導で規格が厳しくなる可能性があります) <p>等を考慮し、適合サーバーの普及に迅速性を持たせるためには、「サーバーの維持管理」【定義3.5参照】をしている者が重要な役割を担います。</p> <p>よってこの制度は、宅配水事業者【定義3.4参照】つまり「サーバーの維持管理」する者が適合を申請することで、自社の管理するサーバーに「適合マーク」【定義3.2】を表示可能にするという考え方がベースになっています。</p> <p>また、FC本部などブランドホルダーが代表で申請可能となっておりますが、これは、FC本部が加盟店等に対して、適切に「サーバーの維持管理」をさせていることを前提にした考え方です。</p> <p>申請するのは宅配水事業者であります。当然メーカーが規格適合のデータを持っていて、そのデータを利用して適合を申請することは可能です。</p>
-------------	---